

## 京丹後市市長交際費公開指針

市政に対する市民の理解と信頼を深め、より開かれた市政運営を図るため、次に定めるところにより、交際費の公開を行います。

### 1 公開する内容

交際費の支出については、次のとおり公開するものとします。

#### (1) 支出日

支出すべき原因が発生した日とします。

#### (2) 支出区分と支出基準

支出は次の区分に分類します。

支出区分	内 容
会費等	構成員となっている団体等の会議、会合等に参加するとき又は市政運営上必要と判断される会議、会合等に出席するときで、定められた会費等に係る支出
祝 金	式典、会議、大会、慰霊祭等に対する祝金等に係る支出
弔 慰	市政関係者等及びその親族に対する香料等に係る支出
見舞い	市政関係者等の病気、負傷、災害等の見舞いに係る支出
激励金	本市の公益性を高める個人・団体を激励するために係る支出（対象者は、世界大会、全国大会に出場する個人・団体、公益性の高い支援活動を行う個人・団体）
贈 答	市政運営上必要な相手への土産等に係る支出
賛 助	各種大会、行事等への賛助金等に係る支出
懇談費	会議、会合等で、市政運営に資する意見交換、情報収集等の懇談に係る支出
その他	上記に分類されず、市政を円滑に推進するために必要な支出

#### (3) 支出内容

ただし、見舞いなど相手のプライバシーに深く関わるもので、特段の配慮が必要な場合のみ、個人名を非公開とします。

#### (4) 支出先

請求書・領収書に記載された振込先金融機関名、口座種別、口座番号、法人の担当者名は非公開とします。

### 2 公開の方法

公開内容の概要を京丹後市公式ホームページに掲載するとともに、秘書広報課秘書係において閲覧に供します。

### 3 公開の時期

京丹後市公式ホームページへの掲載及び秘書広報課秘書係においての閲覧による公開時期は、当月分を、翌月15日までに公開することとします。

### 附 則

この指針は、平成17年7月1日から施行します。